

公益財団法人東京都道路整備保全公社契約情報公表要領

(目的)

第1条 公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）が行う入札及び契約手続きに関して公表すべき内容、方法その他必要な事項を定めることにより、入札及び契約にかかる透明性を確保することを目的とする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象となる契約は、次の各号によるものとする。

- (1) 工事の請負契約、委託契約及びその他の契約（契約金額が250万円を超えないもの及び契約の内容等を秘密にする必要があるものを除く。）
- (2) 物品買入れ契約（契約金額が160万円を超えないもの及び契約の内容等を秘密にする必要があるものを除く。）
- (3) 特定契約（公社が施行する東京都からの非競争性受託等事業のうち、契約金額が250万円を超えないもの及び契約の内容等を秘密にする必要があるものを除く。）

(公表対象とする情報並びにその内容、期間及び方法)

第3条 公表の対象とする情報は、入札及び契約手続きにかかる情報とし、公表する内容、期間は、別表に定めるとおりとする。ただし、法令又は別に定めるところにより、入札及び契約手続きにかかる情報の公表、開示、提供する場合は、この限りでない。

2 公表は、公社ホームページにて行う。

3 事故その他やむを得ない事由によって前項の公表ができない場合は、公社内での掲示その他の方法により公表する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

「公益財団法人東京都道路整備保全公社年間契約結果等の公表要領」、「公益財団法人東京都道路整備保全公社工事に係る入札等及び契約に関する情報公表要領」、「公益財団法人東京都道路整備保全公社設計委託等に係る入札等及び契約に関する情報公表要領」、「公益財団法人東京都道路整備保全公社物品買入れに係る入札等及び契約に関する情報公表要領」、「公益財団法人東京都道路整備保全公社委託に係る入札等及び契約に関する情報公表要領」は、本要領の施行をもって廃止する。

(別表)

No	公表資料	公表内容	公表期間	
			開始	終了
1	財務規則	「第7章契約」第80条から第111条まで	制定又は作成後遅滞なく。変更した場合は、変更後遅滞なく	常時公表
2	契約情報公表要領	全部		
3	入札参加資格	全部		
4	建設工事等指名競争入札参加者指名基準	全部		
5	物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準	全部		
6	年間発注予定	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)等の趣旨に基づき、公社の発注する工事の請負、設計・測量・地質調査の委託を対象とし、入札及び契約の方法、件名、履行場所、期間、概要、種別、入札等予定時期、その他必要と認める事項 7月、10月、1月の1日を目途として公表した内容を見直す	当該年度分を4月1日以後遅滞なく。見直した場合は、見直し後遅滞なく	当該年度の末日まで
7	発注予定	件名、履行場所、期間、概要、種別、申込先、希望申出期間、その他必要と認める事項	事案決定後遅滞なく	希望申出期間満了の日の午後4時まで
8	入札等経過情報	①契約の相手方の商号又は名称及び住所 ②件名、場所、種別、概要、期間、落札金額 ③入札に当たっては、入札者名及び各入札者の入札金額並びに落札者氏名及び落札金額 ④入札以外の方法による競争に当たっては、見積者名及び各見積者の見積金額並びに採用者氏名及び採用金額 件名・契約方法・契約相手方のいずれかまたは全てを公表できない場合は、公表できない具体的な理由	落札者決定後遅滞なく	公表した年度の翌年度の末日まで
9	年間契約結果	毎年4月1日から翌年3月31日までの間に契約書等の書面により締結した契約を対象とし、契約方法別(競争契約、独占契約、緊急契約、小額契約、特定契約)の契約総件数及び契約総金額	決算公表に合わせて年1回公表	公表した年度の翌年度の末日まで

10	「特定契約」の特命理由	公社が施行する東京都からの非競争性受託等事業のうち、契約金額が 250 万円以上の「特定契約」の特命理由	決算公表に合わせて年1回公表	公表した年度の翌年度の末日まで
11	東京都管理職 OB 及び公社管理職 OB の再就職者数	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に契約締結した「特定契約」案件のうち、契約金額が 1 億円以上の契約相手における、契約締結日時点の東京都管理職 OB 及び公社管理職 OB の再就職者数	決算公表に合わせて年1回公表。	公表した年度の翌年度の末日まで。
12	競争入札参加有資格者名簿	当該年度における公社物品買入れ等競争入札参加審査で承認された有資格者の商号または名称、所在地、代表者名、登録種目	公社物品買入れ等競争入札参加資格受付票の発行後遅滞なく	入札参加資格の有効期限まで